

e-kanagawa 電子申請システム申請方法

e-KANAGAWA 茅ヶ崎市 電子申請システム

初めてご利用する方へ 手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

利用者管理

ホーム オンライン申請手続き 利用者ログイン

利用者ログイン

手続き名	サービス等利用計画・障害児支援利用計画・モニタリング報告書提出フォーム
受付時期	2025年8月14日0時00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック

<利用規約>

茅ヶ崎市e-kanagawa電子申請利用規約

(目的)

第1条 本規約は、e-kanagawa電子申請（以下「本システム」といいます。）を利用して、茅ヶ崎市（以下「市」といいます。）に行政手続の申請・届出等を行うために必要な事項について定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

(1) 電子申請

インターネットを利用して行政手続の申請・届出等を行うことをいいます。

(2) 申請データ

本システムを利用して電子申請した申請内容（添付書類を含む。）をいいます。

(3) 利用者

本システムを利用する個人、法人又は団体をいいます。

(4) 利用者ID

利用者が本システムを利用するために登録するメールアドレスをいいます。

(5) 整理番号

利用者の電子申請が本システムに到達した際に発行される番号をいいます。

(6) パスワード

利用者ID又は整理番号を使用する際のセキュリティ確保を目的として、利用者が管理する暗証符号をいいます。

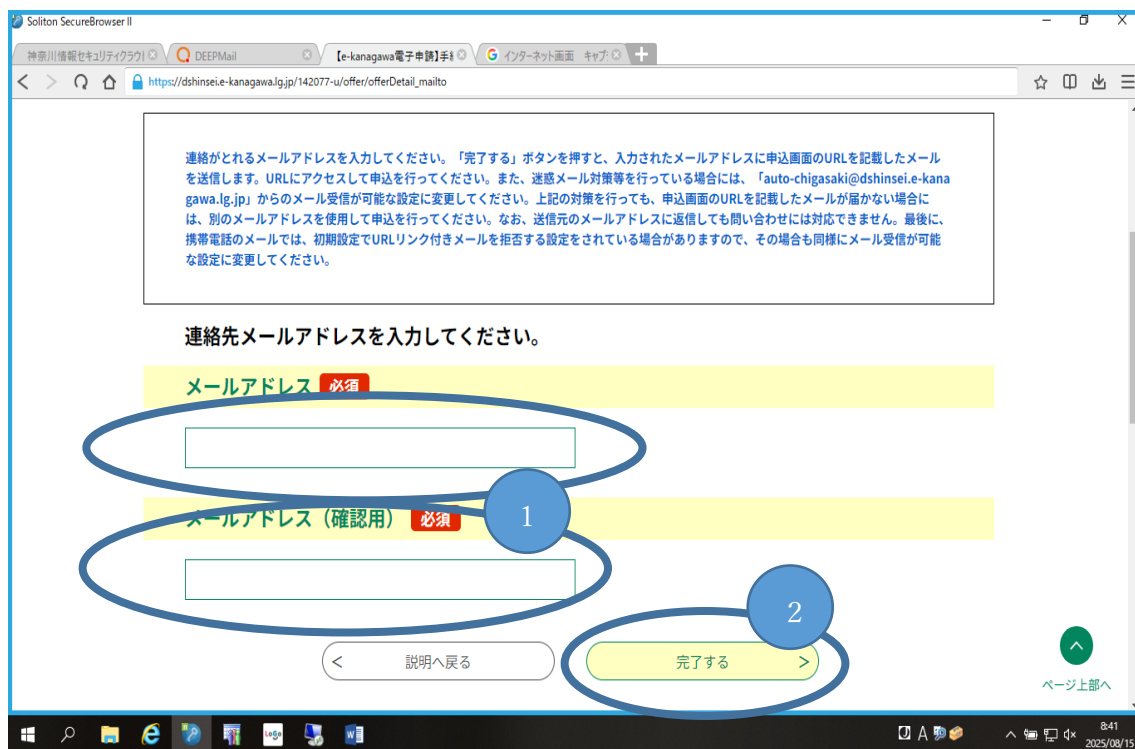
「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

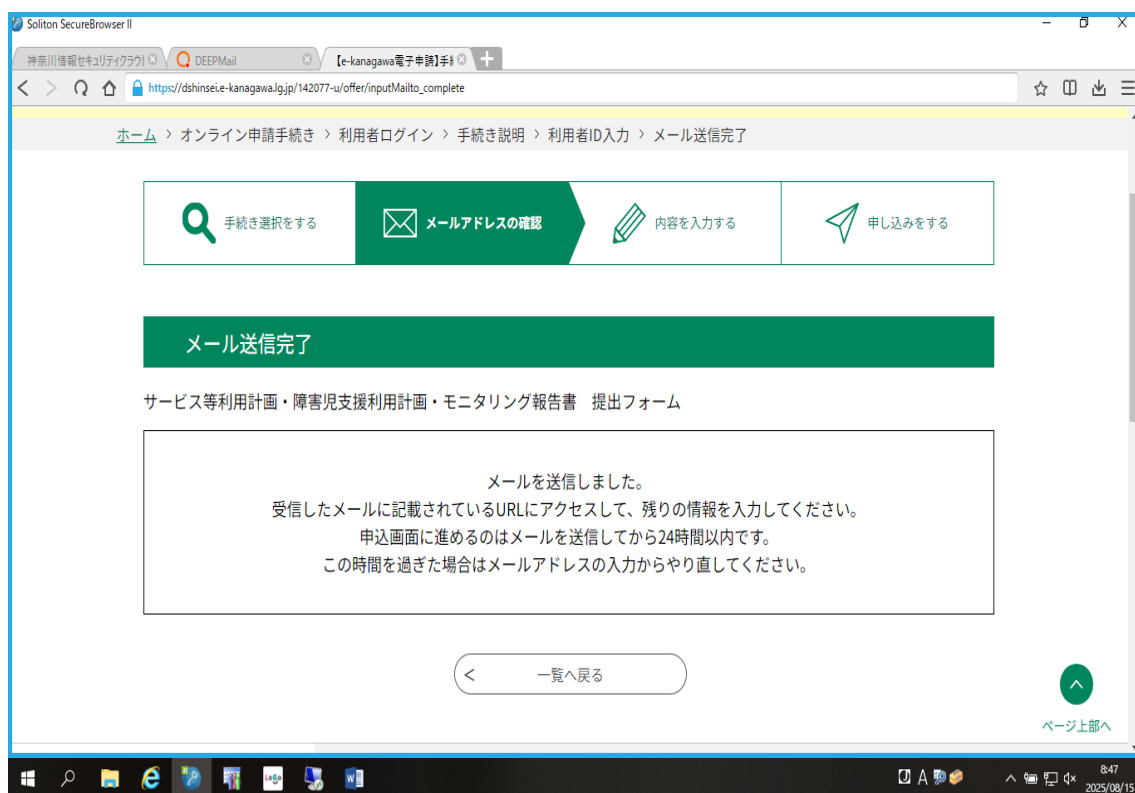
< 一覧へ戻る

同意する >

「同意する」をクリック



①「連絡先メールアドレス」をそれぞれ入力、②「完了する」をクリック



入力したメールアドレスにメールが届きますので、記載されている「リンク先」のアドレスをクリック

①それぞれの項目に入力してください。

②提出したい書類の箇所の「添付ファイル」をクリックしてください。

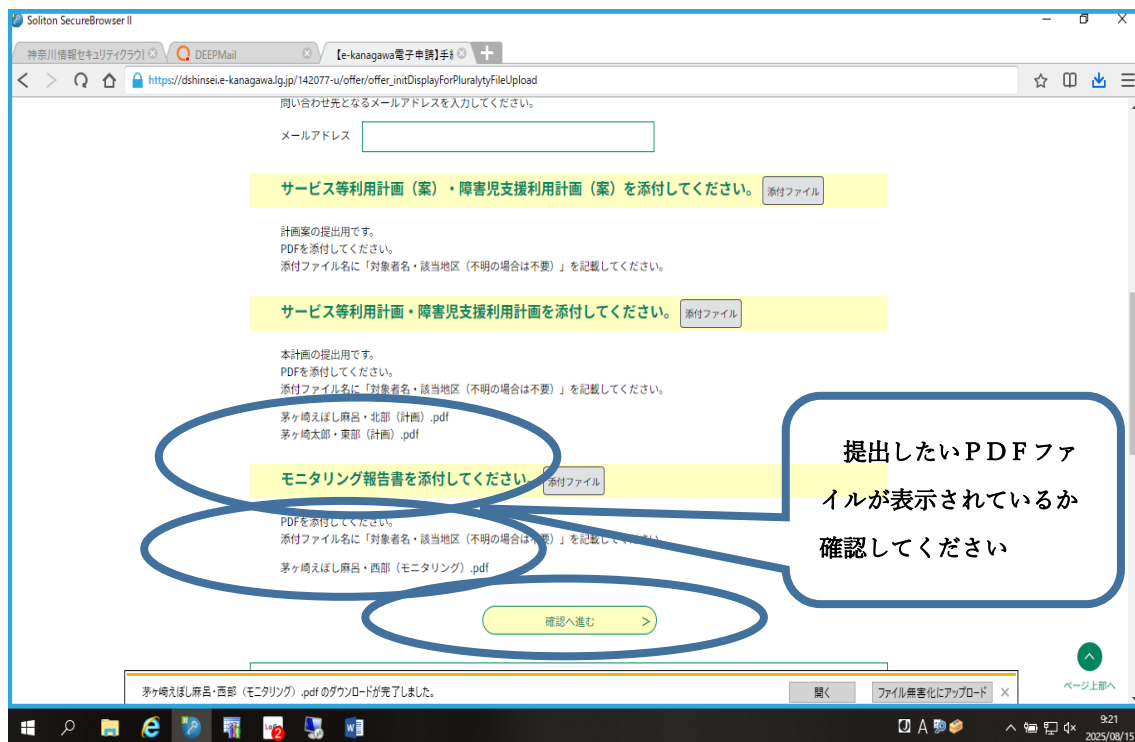
- ・書類の種類ごとにファイルは20個、10MBまでPDFファイルを添付できます。
- ・ファイル名については、東部地区に在住の「茅ヶ崎太郎」さんのサービス等利用計画を提出されたい場合は「茅ヶ崎太郎・東部（計画）」とファイル名を記載してください。

計画案を提出されたい場合は「茅ヶ崎太郎・東部（計画案）」とファイル名を記載。

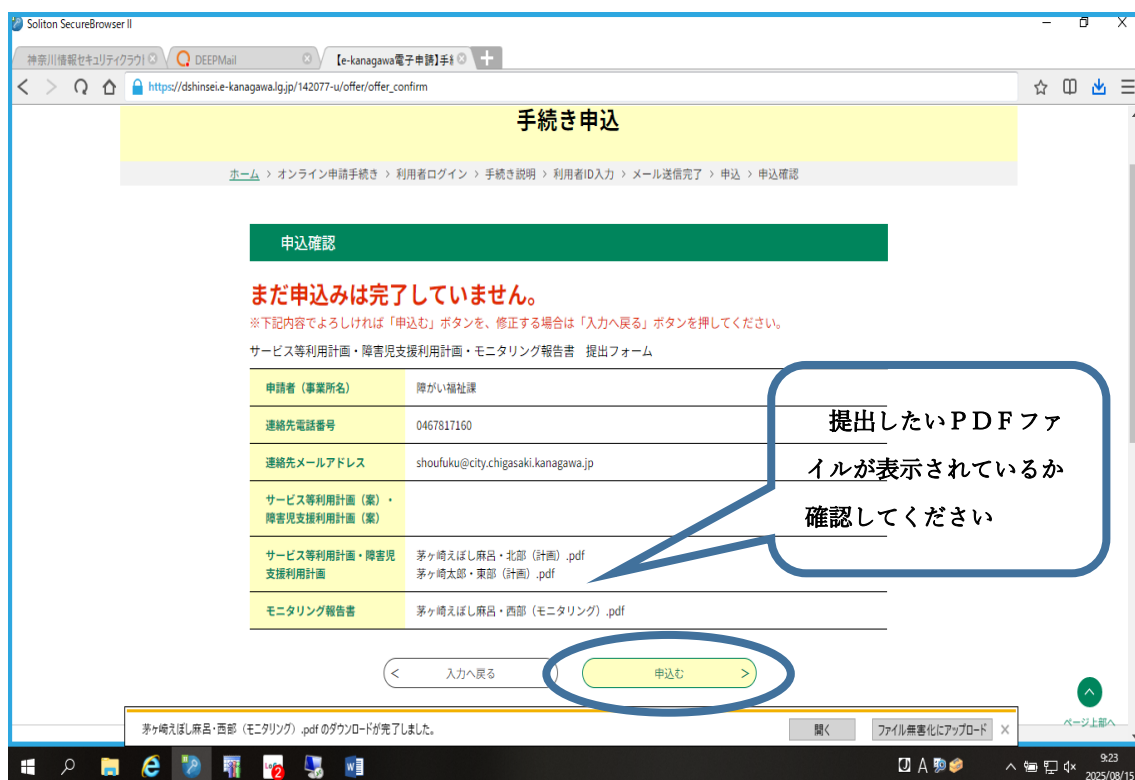
モニタリング報告書を提出されたい場合は「茅ヶ崎えぼし麻呂・西部（モニタリング）」とファイル名を指定してください。

- ・地区名が不明な場合は「茅ヶ崎太郎（計画）」等で結構です。

①「ファイルの選択」をクリックし、提出したいファイルをクリックすると、指定したファイルが表示されるので、②をクリック。提出したいファイルを全て指定したら③をクリック。



①全ての提出ファイルを添付できていることが確認できたら「確認へ進む」をクリック



入力内容を確認いただき、間違いなければ「申込み」をクリックすると、入力いただいたメールアドレスに申込が完了した旨のメールが届きます。